

## 公募論文査読制度の実施に関する細則

2003年3月25日理事会決定

改正 2013年12月14日理事会決定

1. 査読対象論文は未公刊のものに限る。公刊された論文との同一性については、担当査読委員の意見を徴した上で、査読委員会委員長(以下、「委員長」と略す。)が決定する。
2. 公募は、『公法研究』発行の前年10月に行う。応募者は、査読対象論文を翌年2月末日までに委員長に提出し、査読は4月末日までに終了する。
3. 応募にあたって、応募者は、査読委員会が予め定めた書式に所定の事項を記入し、これに査読対象論文を添えて委員長に提出しなければならない。公募論文の査読は、理事会の下に置かれる査読委員会が行う。
4. 査読の対象となる各論文につき、委員長が指名する3名の査読委員が査読を担当する。査読は匿名によって行う。
5. 査読委員は、査読対象論文について、その執筆者と過去および現在において研究上の指導・被指導の関係にあり、または当該論文にかかわる研究について密接な協力関係にあると判断したときは、すみやかにその旨を委員長に申し出て、当該論文の査読の担当を回避する。
6. 査読の評価はA、B、Cの3段階とし、3名の査読担当委員の評価がAAAあるいはAABであるとき、『公法研究』への掲載を可とする。
7. 掲載を可とされた論文数が掲載可能な分量を超えたときは、原則として、提出の早い論文から掲載し、掲載しえない論文は次号に掲載する。
8. 委員長は、『公法研究』への掲載の可否について、査読終了後すみやかに、各応募者に通知する。
9. 応募者は、次項の場合を除くほか、査読結果についての不服申立て又は査読内容等についての問い合わせをすることができない。
10. 既発表論文との同一性又は他人の論文の盗用等の疑いがあると担当委員全員が判断した場合は、顕名化したうえで、委員会の合議によって失格の有無を決定する。理事長は、失格の決定がなされたときは、応募者にその旨を理由を示して通知する。失格の決定に不服がある応募者は、理事長に対して不服申立てをすることができる。
11. この細則は、2003年3月25日から施行する。

2013年改正附則 この改正は、2013年12月14日から施行する。ただし、第2項の改正は2014年10月1日から施行する。